

教育課程編成の要点

1 学習指導要領改訂のポイント

改訂の基本的考え方

《社会に開かれた教育課程》

- ◎ よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る
 - ◎ 新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む
- ⇒ 学校と社会が目標を共有し、連携・協働する

《育成を目指す資質・能力》

- ◎ 「生きる力」をより具体化し、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を三つの柱に整理

三つの柱
育成を目指す
資質・能力の

何を理解しているか、何ができるか
・生きて働く「知識及び技能」の習得

理解していること・できることをどう使うか
・未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成

どのように社会・世界と関わり、より良い人生を送るか
・学びを人生や社会に活かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養

《主体的・対話的で深い学び》

- ◎ 主体的・対話的で深い学びの視点を踏まえた指導改善
 - ・ 「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の視点を踏まえて指導改善を進めること
 - ・ 各教科等で行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質の向上を図ること
 - ・ 単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学びの実現を図ること
 - ・ 「見方・考え方（どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか）」を働かせること

《カリキュラム・マネジメント》

- ◎ 教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと⇒教育活動の質の向上、学習効果の最大化
 - ・ 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと
 - ・ 教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
 - ・ 教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

教育内容の主な改善事項

学びの連続性を重視

- ◎ 様々な子どもが同じ場で共に学ぶことを追求しつつ、個々の教育的ニーズに最も的確に
 応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組み
 - ・ 多様な教育的ニーズに応えるために多様な学びの場が用意されていること
 - ・ それぞれの学びの場や、指導や支援の内容が連続性を持っていること

学校間の連続性

- ◎ 各教科等の目標・内容を育成を目指す資質・能力の三つの柱で整理した
- ◎ 小学部 3 段階、中学部・高等部をそれぞれ 2 段階で示した
- ◎ 各教科等の目標・内容を、各段階に設定した
- ◎ 小学部の第 3 段階及び中学部の第 2 段階の内容を習得し目標を達成した児童生徒については、小・中学校における各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができるようになった

学校内(学部間)の連続性

- ◎ 12 年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程の編成
 - ・ 現状の課題から積み上げるボトムアップ
 - ・ 卒業までに育成する資質・能力から計画するトップダウン

一人一人の障害の状態等に応じた指導の充実

- ◎ 各教科の内容の取り扱いについて、指導上の配慮事項を充実
- ◎ 自立活動の内容の改善と、個別の指導計画の作成にあたっての配慮事項を充実

自立と社会参加に向けた教育の充実

- ◎ キャリア教育の充実
- ◎ 自らの人生をよりよくしていく態度を育成

2 自立活動

自立活動の教育課程上の位置付け

自立活動の指導は、特別支援学校の教育課程に特別に設けられた指導領域である。

【特別支援教育の目的】（学校教育法 第八章より）

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

準ずる教育

各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の指導に該当する（知的障害小学部の場合）

障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける

自立活動の指導を中心として行われる

【自立活動の目標】（特別支援学校小学部、中学部、高等部学習指導要領より）

個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

障害のある児童生徒は、障害によって様々なつまずきや困難が生じることがある。小・中学校等の児童生徒と同じように心身の発達の段階等を考慮して教育するだけでは不十分な面がある。そこで、個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導が必要であり、心身の調和的な発達の基盤に着目して指導するものが自立活動である。自立活動の指導が各教科等において育まれる資質・能力を支える役割を担っている。

自立活動の指導

- ・個別指導の形態で行われることが多い
- ・指導目標を達成する上で効果的である場合は集団指導の形態も考えられる

いずれも、個々の児童生徒の実態把握に基づき、個別の指導計画を作成することが基本

- ・「自立活動の時間における指導」と「学校の教育課程全体を通じて行う指導（下支えの指導）」の2つがある

各教科等の指導においても、自立活動の指導と密接な関連を図って行うことが大切

【自立活動の内容】

「人間として基本的な行動を遂行するために必要な要素」、「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素」の27項目を「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の6つの区分に分類・整理

個々の児童生徒に指導する具体的な指導内容は、6区分27項目の中から必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて設定することが重要

3 知的障害のある児童生徒の教育課程

(1) 知的障害特別支援学校の各教科等の基本的な考え方

知的障害の特徴

●知的障害とは知的機能の発達の明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が、発達期（胎児期及び出生後の比較的早い時期から18歳まで）に起こるものを言う。

・「知的機能の発達の明らかな遅れ」とは

認知や言語などに関わる知的機能の発達の遅れが同年齢の児童生徒と比べて明らかな状態

・「適応行動の困難性」とは

他人との意思の疎通、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて適応行動の習得や習熟に困難があるために、実際の生活において支障をきたしている状態

知的障害の
特性を踏まえ

知的障害特別支援学校の各教科等

学校教育法施行規則第126条第2項、第127条第2項及び第128条第2項において、その種類を規定している。

小学部

知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えることができる。

中学部

知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、特別の教科である道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を設けることができる。

高等部

知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉の各教科、第129条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定めるこれら以外の教科及び道徳、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。

●特別支援学校学習指導要領においては、「知的障害特別支援学校の各教科」が示されており、発達期における知的機能の障害を踏まえ、児童生徒が自立し、社会参加するために必要な「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」を身に付けることを重視し、各教科等の目標と内容等が示されている。

【各教科等の改訂の要点】

- ・小・中学校や高等学校の各教科等の目標や内容等との連続性や関連性を整理し、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき、各教科等の目標や内容が構造的に示された。
- ・各段階の円滑な接続を図るために、各段階のつながりを整理し、小学部3段階、中学部2段階、高等部2段階とし、段階間で系統性のある内容が設定された。
- ・各段階における育成を目指す資質・能力を明確にするため、段階ごとの目標が示された。

各段階の構成

		段 階	ね ら い
I	小学部 1 段階	主として知的障害の程度は、比較的重く、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要である者	知的発達極めて未分化であり、認知面での発達も十分でないことや、生活経験の積み重ねが少ないことなどから、主として教師の直接的な援助を受けながら、児童が体験し、事物に気付き注意を向けたり、関心や興味をもったりすることや、基本的な行動の一つ一つを着実に身に付ける
II	小学部 2 段階	1段階ほどではないが、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者	1段階を踏まえ、主として教師からの言葉掛けによる援助を受けながら、教師が示した動作や動きを模倣したりするなどして、目的をもった遊びや行動をとったり、児童が基本的な行動を身に付ける
III	小学部 3 段階	他人との意思の疎通や日常生活を営む際に困難が見られる。適宜援助を必要とする者	2段階を踏まえ、主として児童が自ら場面や順序などの様子に気付いたり、主体的に活動に取り組んだりしながら、社会生活につながる行動を身に付ける
IV	中学部 1 段階	小学部3段階を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思の疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮	主として生徒が自ら主体的に活動に取り組み、経験したことを活用したり、順番を考えたりして、日常生活や社会生活の基礎を育てる
V	中学部 2 段階	中学部1段階を踏まえる	生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てること。主として生徒が自ら主体的に活動に取り組み、目的に応じて選択したり、処理したりするなど工夫し、将来の職業生活を見据えた力を身に付ける
VI	高等部 1 段階	中学部2段階の内容やそれまでの経験を踏まえる	生活年齢に応じながら、主として生徒自らが主体的に学び、卒業後の生活を見据えた基本的な生活習慣や社会性、職業能力等を身に付ける
VII	高等部 2 段階	高等部1段階を踏まえ、比較的障害の程度が軽度である生徒	卒業後の家庭生活、社会生活及び職業生活などの関連を考慮した、発展的な内容。主として生徒自らが主体的に学び、卒業後の実際の生活に必要な生活習慣、社会性及び職業能力等を習得する

(2) 知的障害のある児童生徒への教育的対応の基本

知的障害のある児童生徒の学習上の特性

- 学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で活かすことが難しい。そのため、実際の生活場面に即しながら、繰り返して学習する継続的、段階的な指導が重要である。
- 成功経験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。そのため、学習の過程では児童生徒が頑張っているところやできたところを具体的に細かく認めたり、称賛したりすることで、児童生徒の自信や主体的に取り組む意欲を育むことが重要である。
- 抽象的な内容の指導よりも、実際的な生活場面の中で具体的に思考や判断、表現ができるようにする指導が効果的である。
- 教材・教具や補助用具等を含めた学習環境の効果的な設定をはじめ、児童生徒への関わり方の一貫性や継続性の確保、児童生徒に対する周囲の理解などの環境的条件も整え、学習活動への主体的な参加や経験の拡大を促すことが大切である。

学習上の特性
を踏まえ

知的障害のある児童生徒への教育的対応の基本

①児童生徒の実態を踏まえ、教育的ニーズを的確に捉え、育成を目指す資質・能力を明確にし、各教科の目標や内容を基に、指導内容の具体化を図る

⑥見通しをもって主体的に行動できるように、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする

②日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力が身に付くよう指導する

⑦生活に結びついた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際的な状況下で指導するとともに、児童生徒の成功経験を豊富にする

③職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能、態度及び人間性等が育つよう指導する。多様な進路や将来の生活について関わりのある指導内容を組織する

⑧児童生徒の興味や関心、得意な面に着目し、教材・教具、補助用具やシグ等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、学習活動への意欲が育つよう指導する

④生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導し、よりよく生活を工夫していこうとする意欲が育つよう指導する

⑨一人一人が集団において役割が得られるよう工夫し、その活動を遂行できるようにし、活動後には充実感や達成感、自己肯定感が得られるように指導する

⑤自発的な活動を大切に、主体的な活動を促すようにしながら、課題を解決しようとする思考力、判断力、表現力等を育むよう指導する

⑩一人一人の発達の側面に着目し、意欲や意思、情緒の不安定さなどの課題に応じるとともに、生活年齢に即した指導を徹底する

(3) 知的障害教育における教育課程の編成の特色

指導内容の選択と組織

知的障害特別支援学校においては、児童生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため、各教科等の時間を設けて指導する場合と、それらを合わせて指導する場合がある。いずれの場合においても、児童生徒の学習上の特性を踏まえ、学習指導要領に示された各教科等から、一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容を選択し、その指導内容を生活に即した活動や学習のまとまりとして「指導形態」ごとに再編成して、指導を行うことが適切である。
(教育課程の構造図参照)

教育課程の構造図（小学部）

教育的ニーズに応じ指導内容を選択し

指導内容を「指導の形態」ごとに再編成する

知的障害学習指導要領に示されている
特別支援学校の各教科等

生活
国語
算数
音楽
図画工作
体育
道徳
外国語活動
特別活動
自立活動

指導内容

教科別の指導

生活	国語
算数	音楽
図画工作	体育

道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設ける場合

道徳	外国語活動
特別活動	自立活動

各教科等を合わせた指導

日常生活の指導
遊びの指導
生活単元学習
作業学習

各教科等の指導内容を、選択し、組織する必要がある

注) 外国語活動は小学部3年から必要に応じて設けることができる

教育課程の構造図（中学部）

教育的ニーズに応じ指導内容を選択し

指導内容を「指導の形態」ごとに再編成する

知的障害学習指導要領に示されている
特別支援学校の各教科等

国語
社会
数学
理科
音楽
美術
保健体育
職業・家庭
外国語
道徳
総合的な学習の時間
特別活動
自立活動

指導内容

教科別の指導

国語	社会
数学	理科
音楽	美術
保健体育	職業・家庭
外国語	

道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動の時間を設ける場合

道徳	
総合的な学習の時間	
特別活動	自立活動

各教科等を合わせた指導

日常生活の指導
生活単元学習
作業学習

各教科等の指導内容を、選択し、組織する必要がある

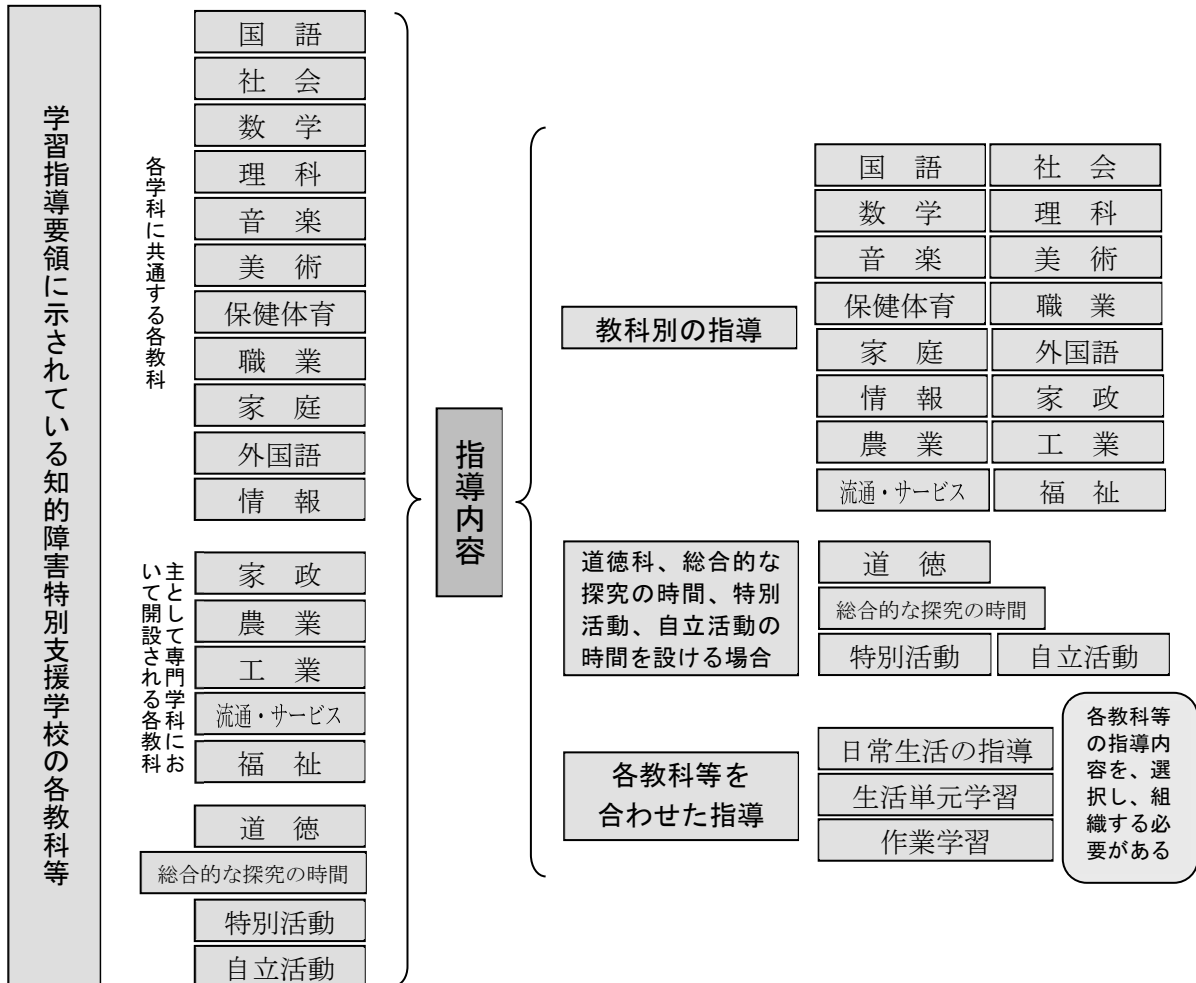
注) 外国語は必要に応じて設けることができる

注) 特に必要がある場合は、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる

教育課程の構造図（高等部）

教育的ニーズに応じ指導内容を選択し

指導内容を「指導の形態」ごとに再編成する



注) 外国語、情報は必要に応じて設けることができる

注) 特色ある教育課程の編成に資するよう、学校設定教科を設けることができる

指導内容の選択と組織における留意点

- ①一人一人の興味や関心、生活年齢、学習状況や経験を十分に考慮すること
- ②各教科等の目標及び段階の目標を踏まえ、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にすること
- ③「指導の形態」ごとに関連性をもたせ、指導内容に重複や偏りが少なくなるようにすること
また、それぞれのつながりを意識して効果的に指導できるように整理すること
- ④学習指導要領、学習内容表、シラバスなどを活用し、指導内容が「指導の形態」の中で、どのように位置付いているのかを教職員間で共通理解すること
- ⑤学習指導要領解説の「目標・内容の一覧」などを活用し、選択した指導内容の前後の段階とのつながりや他の指導内容との関連を意識するなど、系統的、横断的な視点をもつこと
- ⑥各教科の段階に示す目標及び内容がバランスよく取り扱われるよう、小学部は6年間、中学部、高等部は3年間を見通して、具体的な指導内容を設定すること

教科別の指導

知的障害特別支援学校においては、学習指導要領に示す「知的障害特別支援学校の各教科」をもとに各教科の内容の指導を行うこととなるが、教科ごとの時間を設けて指導を行う場合は「教科別の指導」と呼ばれている。

教科別の指導で扱う内容について、児童生徒の実態に合わせ、個別的に選択・組織することが多い。その際、児童生徒の興味関心、生活年齢、学習状況や経験等を十分に考慮することが大切である。

指導に当たっては、各教科の目標及び段階の目標を踏まえ、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながらい指導を創意工夫する必要がある。その際、生活に即した活動を十分に取り入れつつ段階的に指導する必要がある。

一斉授業で進める際、個人差が大きい場合もあるため、更に小集団を編成し個別的な手立てを講じるなど個に応じた指導を徹底する必要がある。更に、他の教科等や合わせた指導との関連を図り、児童生徒が習得したことを適切に評価できるように計画する必要がある。

各教科等を合わせた指導

「各教科等を合わせた指導」とは、各教科、道徳科、特別活動、自立活動及び小学部においては外国語活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいう。児童生徒の学校での生活を基盤とし、学習や生活の流れに即して学んでいくことが効果的であることから、従前より「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」などの「各教科等を合わせた指導」が行われている。

学校教育法施行規則 第130条第2項

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

日常生活の指導

児童生徒の自立を目指し、日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、適切に指導するものである。

生活単元学習

児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものである。

遊びの指導

主に小学部段階において、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものである。

作業学習

作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。